

# 財政援助団体等監査結果報告書 (よこすか文化パートナーズ)

## 1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査）

## 2 監査実施の期間

令和7年8月21日から同年12月18日まで

## 3 監査の対象及び範囲

- (1) よこすか文化パートナーズ（よこすか文化パートナーズの概要については別紙に記載）が行った公の施設である横須賀市文化会館及び横須賀市はまゆう会館（横須賀市文化会館及び横須賀市はまゆう会館の概要等については別紙に記載）の管理に係る令和6年度における出納その他の事務（必要に応じて令和7年度分を含む。）
- (2) 横須賀市文化会館及び横須賀市はまゆう会館を所管する部局（文化スポーツ観光部）の指導監督に係る事務

## 4 監査の主な着眼点

- (1) 出納その他の事務が当該団体との協定等に沿い、関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 出納その他の事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 出納その他の事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の監査における指摘事項が改善されているか。

## 5 監査の実施方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

## 6 監査の結果

前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当

該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

しかしながら、次に述べる事項については、事務の一部には是正又は改善を要する事項が認められたため、適正な措置を講じられたい。

(1) 公の施設の管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

ア 令和5年4月1日協定締結の「基本協定書の一部を変更する協定書」について、協定締結日が記載されていなかったので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

イ 基本協定書の一部を変更する協定書によると、指定管理者は管理に係る業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面により市に申請し、市の書面による承諾を得なければならない。また、書面による承諾を得た場合は、市に委託内容を報告しなければならないとされている。しかし、横須賀市文化会館及びまゆう会館の令和6年度設備保守業務の第三者委託について、指定管理者は、事前に書面による承認申請をしていたが、申請内容に一部誤り（委託業者名等の記載誤り及び委託業務名等の記載漏れ）のある内容で申請し、市から承認通知書の交付を受けていた。市が交付した承認通知書には、これらの誤りのほか、承認年度の記載誤りがあった。その後、指定管理者から市に提出された令和6年度の事業報告書に添付の業務委託一覧表の中でも一部誤り（委託業者名等の記載誤り）があつたが、市は誤りに気付かず受領していた。今後は、第三者委託に関する書面及び事業報告書の受領について市によるチェックを十分に行うとともに、指定管理者に対し適正な第三者委託に関する書面及び事業報告書を作成するよう指導監督を行わみたい。

ウ 物品会計規則によると、課長等は、所管する備品に第2号様式甲による備品整理票をちょう付して整理しなければならないとされているが、横須賀市文化会館4階に設置された備品（救命具）について、備品整理票がちょう付されていなかった。

また、救命具（救助袋）については、法定耐用年数が8年とされているものの、当該救命具（救助袋）は備品整理簿によると、取得年が1972年となっており、メーカーが推奨する実用上の耐用年数10～15年をも大きく超過していることになる。ただし、現地で確認した救命具（救助袋）は型式番号などから備品整理簿上の救助袋とは異なるものと認められ、備品整理簿への登載から現在にいたるま

でのどこかで交換した可能性がある。しかしながら、市及び指定管理者は、当該救命具（救助袋）の取得年月日を把握しておらず、取得年月日は不明である。

以上の点を踏まえ、物品会計規則に基づいた備品の適正な管理に加え、救命具等の保守点検及び管理体制について、取得年月日等の情報が適切に把握・整理されるよう、今後の対応を検討されたい。

(別紙)

1 文化会館及びはまゆう会館並びにその管理に係る概要

名称（所在地）	横須賀市文化会館 (横須賀市深田台50番地) 横須賀市はまゆう会館 (横須賀市衣笠栄町1丁目47番地) ※横須賀市はまゆう会館は横須賀市文化会館の分館
設置目的	市民の文化の向上及び福祉の増進を図るため
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
協定に基づく管理業務範囲	1 管理施設の使用許可に関すること 2 管理施設の施設及び設備の維持管理に関すること 3 舞台・音楽芸術の普及に関すること 4 その他市と指定管理者が協議して別途定めた事項に関すること
主な運営財源	指定管理料、利用料金収入

2 よこすか文化パートナーズの概要

名 称	よこすか文化パートナーズ
設立年月日	平成30年3月31日
構成団体	代表団体 名 称：株式会社不二テクノ 所在地：横須賀市小川町14番地1 代表者：代表取締役 久保田 康雄  構成団体 名 称：株式会社神奈川共立 所在地：横浜市西区岡野二丁目6番6号 代表者：代表取締役 森山 英明

3 文化会館及びはまゆう会館の利用状況（令和6年度）

(1) 文化会館

区 分	利用者数
大ホール	118,503
中ホール	30,679
展示室	32,111
市民ギャラリー	45,202
会議室	12,023
合計	238,518

(2) はまゆう会館

(単位：人)

区分	利用者数
ホール	26,657
展示ギャラリー	6,677
多目的室	9,112
リハーサル室	8,893
談話室	5,903
合計	57,242

4 文化会館及びはまゆう会館の管理に関する業務の収支計算書（令和6年度）

(単位：円)

区分	金額
1 収入	245,818,533
指定管理料	149,999,068
利用料金収入	55,965,250
その他収入	39,854,215
2 支出	250,257,857
人件費	110,182,000
委託料	63,972,700
事務費	74,023,987
その他経費	2,079,170
収支差額	△4,439,324